

## 年収「130万円の壁」 Q&A

Q. 『130万円の壁』における事業主の証明による被扶養者認定の対応はいつまで続きののですか？

A. 厚生労働省から新たな通知が発出されるまで、当面続きます。

Q. 『130万円の壁』における事業主の証明による被扶養者認定の対象者はどうなりますか？

A. 配偶者に限りません。父母、子(学生)なども対象です。

但し、年間収入の見込みが恒常的に130万円以上となることが明らかであるような方は対象外です。

Q. フリーランスや自営業者等、特定の事業主と雇用関係にない場合も対象となりますか？

A. 特定の事業主と雇用関係にない場合は、対象なりません。

尚、フリーランスや自営業者としての収入と、勤務先からの給与収入の両方がある方で、給与収入が一時的な収入変動で増加したことにより被扶養者の認定基準額を超えた場合は、対象になります。

Q. 60歳以上、または障害者である場合についても、対象になりますか？

A. はい、対象です。年間収入が180万円未満であるか否かの判定についても適用されます。

Q. 複数の事業所で勤務している場合、どの事業所から事業主の証明を取得すればよいのでしょうか？

A. 複数の事業所で勤務している場合、一時的に年間収入が130万円以上となった主たる要因である事業所から事業主の証明を取得してください。但し、複数の事業所において、それぞれ一時的な収入増加がある場合は、それぞれの事業所から事業主の証明を取得してください。

尚、複数の事業所で勤務することで年間収入の見込みが恒常的に130万円以上となることが明らかである場合は、被扶養者に該当しません。

Q. 事業主の証明は何年連続まで提出できますか？

A. 事業主の証明を提出できるのは2年連続までです。3年連続で提出された場合、原則として事業主

の証明は無効となります。但し、3年連続とならなければ、何回に制限はありません。

Q. 労働契約内容が確認できる書類がない場合はどうなりますか？

A. 従来どおり、勤務先から発行された収入証明書や課税(非課税)証明書等により年間収入を判定します。

Q. 事業主の証明を提出すれば、引き続き被扶養者に該当しますか？

A. 雇用契約書等で、年間収入見込みが恒常的に130万円以上となることが明らかである場合は、被扶養者に該当しません。社会保険の被扶養者の要件は、収入要件だけではないため、その他の要件を満たしていないことにより、被扶養者に該当しなくなることも考えられます。